

だい じ おおさかふしょう しゃけいかく
第 5 次 大 阪 府 障 が い 者 計 画

ばん
【わかりやすい版】

1. 障がい者計画とは

- 障がい者計画は、からだなどに障がいのある人に関する取組みを書いた計画です。
- 大阪府では、2018年度から第4次大阪府障がい者計画（後期計画）の取組みを行いました。計画をつくった後、国が新しい法律をつくったり、障がい者がけがをしたりする大きな災害・事件・事故がありました。これらのことも考え、新しい計画をつくりました。そして、最近の新たな問題に対応するため、計画を見直ししました。

2. この計画に取り組むとき

- 第5次大阪府障がい者計画は2021年度から2026年度までの6年間で、取り組めます。



1. 基本理念（大阪府が考えていること）

全ての人間が支え合い、包容（広い心をもつこと）され、ともに生きる自立支援社会（ひとりでできることが増えるようにみんなで助けあう社会）づくり

2. 5つの基本原則（大切な5つのこと）

（1）障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持

どんなときも、障がい者の人間としての尊厳（人が人として生きることができると）を守ります。障がい者がいじめられていやな思いをしないようにします。

（2）多様な主体の協働による地域づくり

役所、障がい者やその家族、府民、事業者、NPO、地域団体などが協力して障がい者の福祉が進むようにします。

(3) あらゆる分野における 大阪府全体の 底上げ

大阪府と 市町村が 協力して たくさんの分野で サービスをよくし
て、大阪府の 支援（助けること）をさらに よくしていきます。

(4) 合理的配慮による バリアフリーの 充実

行き届いた 心づかいを みんなに 知ってもらって、生活がしやすく
なるように、建物や 制度などを よくしていきます。

(5) 真の共生社会・インクルーシブな 社会の 実現

障がいの ある人も ない人も 個性が 大切にされ、お互いを 認め
合い、社会の 仲間の 一人として、自分で 生活し ともに支え合う
社会になるようにします。



1. 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行を進めます

- 障がい者が地域で生活できるように取り組みます。
- 施設から生活をするところを変えるだけではなく、地域で生活を続けることができるように取り組みます。

2. 障がい者が就労できるように支援を強化します

- 障がい者がやりたいところで仕事ができるように取り組みます。
- 障がい者が働き続けられるように支援します。

3. 専門性の高い分野への支援を充実します

- いろいろな障がいに対して、支援（助けること）をさらによくしていきます。

- 発達障がい児者
- 高次脳機能障がい者
- 難病患者
- 医療的ケアが必要な重症心身障がい児者等

I 共通場面「地域を育む」



1. めざすべき姿

多様な主体（いろいろな人や会社）が協力し、全ての障がいのある人が安心して生活できるところをつくっていく

2. 個別分野の取組み

(1) 障がい者虐待の防止や差別の解消

- 障がい者がいじめられていやな思いをしないようにします。

(2) 関係機関による強固なネットワークの構築

- 基幹相談支援センター（相談するところ）や、地域生活支援拠点（生活を支援するところ）などをつくり、使いやすくします。
- 自立支援協議会（生活について話をするところ）で障がい者を支援するいろいろなところが協力していきます。
- 障がい者本人だけでなく、ヤングケアラー（家族の介護などの日常生活のお世話を過度にしている子ども・若者）を含む家族介護者（家族などのお世話をする人）など、その家族が困っていることを知り、解決する「包括的な支援体制」をつくります。

(3) 人材の確保と育成

- 障がい者の生活を支援する人を増やしたり、ロボットなどの技術を使うようにして、支援する人が働きやすいようにします。
- 障がい者の支援をする人がいろいろな勉強して、いろいろな障がいのあつた人を支援することができるようにします。

(4) 障がい理解の促進と合理的配慮の浸透

- 障がい者が、いやな思いをしないように、周りのひとが障がい者のことを勉強できるようにします。

(5) ユニバーサルデザインの推進

- 障がい者などいろいろな人が使いやすいように建物や電車のバリアフリー化（使いやすいくすること）を進めます。

(6) 大阪府全体の底上げ

- 全ての市町村でよい取り組みができるよう大阪府がよい取り組みを教えるなど市町村を助けます。
- 障がい者がどこに住んでいても、出かけたときに出かけたり、知りたいことを知ることができるよう取り組みます。

I 生活場面「地域やまちで過ごす」



1. めざすべき姿

障がいのある人が地域の住みたいところで気持ちよく暮らしている

2. 個別分野の取組み

(1) 入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす

○ とても大きな障がいのある人が安心して生活できるところをつくり、支援（助けること）をさらによくしていきます。

○ 精神科病院（こころの病気を治す病院）で治療をしている人が、地域で生活できるように取り組みます。

○ 入所施設での個室化（その人だけの部屋にすること）や安定した生活を支援（助けること）できるように取り組みます。

○ 福祉型障がい児入所施設（障がいのある子どもが生活するところ）に住んでいる障がい児（障がいのある子ども）が、18歳になったとき障がい者を支援するサービスを受けられることができるようにします。

(2) 地域における障がい者等への支援体制について

○ 施設の生活が短くなるように、施設ができることを考えます。

○ 障がい者のようすや生活に合わせて障がい者が暮らす場所を探しま

す。

- 支援(助けること)が必要な人が サービスを受けることができるようになります。

(3) 地域で暮らし続ける

- 障がい者に 住まないでほしい という人が 少なくなるように、まちの人に 障がい者のことを 知ってもらうようにします。
- 地域生活支援拠点(生活を支援するところ)などをつくったり、使いやすくします。
- 基幹相談支援センター(相談するところ)をたくさん作り、相談支援事業所(相談するところ)の仕事を 助けます。
- 相談支援専門員(相談を 聞く人)を増やしたり、相談がうまく 聞けるように 教える人を 増やします。
- 相談するところが さらに よくなるために、どうしたらよいか 考えます。

(4) まちで快適に生活できる

- ホーム柵(駅で 安全に 電車を 待つためのドア)をつくり、公園や建物のバリアフリー化(使いやすくすること)を進めます。



Ⅱ ^{せいかつばめん まな}生活場面「学ぶ」

1. ^{すがた}めざすべき姿

^{しょう}障がいの^{ひと}ある^{ほんにん}人が^あ本人の^{べんきょう}したい^{べんきょう}ことに^あ合わせて、^{べんきょう}勉強^{べんきょう}したい
とき、^{しょう}障がいの^{ひと}ない^{おな}人と^{べんきょう}同じ^{べんきょう}ところで^{べんきょう}勉強^{べんきょう}している

2. ^{こべつぶんや とりく}個別分野の^{とりく}取組み

(1) ^{そうきりょういく う}早期療育^うを受ける

- ^き聞く^みことや^{しょう}見る^こことに^{しょう}障がいの^こある^{はや}子どもを^み早く^{しえん}見つけて^{しえん}支援^{しえん}します。
- ^{とく}特に、^き聞く^{しょう}ことに^こ障がいの^こある^{くに}子どもについては、^{きじゆん}国の^{きじゆん}基準^{きじゆん}となる
^{ほうしん}方針を^ふ踏^{けんさ}まえて^{りょういく}検査^{おこな}から^{てびきしょ}療育^{つく}まで^{つく}行う^{つく}ための^{つく}手引^{つく}書を^{つく}作り^{つく}ます。
- サポートファイル（^{しょう}障がいの^こある^か子どもの^{つか}ことを^{つか}書いた^{つか}もの）を^{つか}使って
いつでも^{しえん}支援^{しえん}することが^{しえん}できるように^{しえん}します。
- ^{いりょうてき}医療的^{ひつよう}ケアが^こ必要^{びょういん}な^こ子どもが^で病院^{いえ}を^{せい}出た^{せい}あとに^{せい}家で^{せい}生活^{せい}できる^{せい}よう
に、^{しえん}支援^{しえん}します。
- ^{じゅうしょうしんしんしょう}重症^{しょう}心身^{しょう}障がい^こ児^こなど、^{しょう}障がいの^こある^{ちいき}子どもが^{しえん}地域^{しえん}で^{しえん}支援^{しえん}を受ける
ことができる^{じどうはつたつしえんじぎょうしょ}ように、^{ほうかごとう}児童^{じぎょうしょ}発達^{じぎょうしょ}支援^{じぎょうしょ}事業^{じぎょうしょ}所^{じぎょうしょ}や^{じぎょうしょ}放課^{じぎょうしょ}後^{じぎょうしょ}等^{じぎょうしょ}デイ^{じぎょうしょ}サー^{じぎょうしょ}ビス^{じぎょうしょ}事業^{じぎょうしょ}所^{じぎょうしょ}を
^{ようい}用意^{しえん}して、^{しえん}支援^{しえん}が^{しえん}より^{しえん}よくなる^{しえん}ように^{しえん}します。
- ^{はつたつしょう}発達^{しょう}障がいの^{ひと}ある^{たい}人^こに対して、^こ子ども^{せいちよう}の^{せい}ころ^{せい}から^{せい}成長^{せい}する^{せい}まで、^{つづ}続け^{つづ}
^{しえん}て^{しえん}支援^{しえん}する^{しえん}よう^{しえん}と^{しえん}り^{しえん}組^{しえん}み^{しえん}ま^{しえん}す。

(2) 教育を受ける

- 学校の先生が 障がいについて 勉強し、障がいのある子どもが 勉強しやすい学校にします。
- 障がいのある子どもの 勉強したいことや 勉強の時に 工夫して欲しいことが 何かを知って、一人ひとりの 勉強の計画をつくれます。
- 通級指導教室（勉強しやすい 教室）や自立支援推進校・共生推進校（子どもが 勉強しやすい 学校）をつくれます。
- 府立支援学校の センターの機能（ほかの 学校の 相談にのったりする 役割）を良くし、学校どうしが 協力できるよう 取り組みます。

(3) 地域で学ぶ

- スポーツ・文化芸術施設（音楽を 聞いたりするところ）や 図書館や 公民館（勉強したり 話をしたり するところ）などを活用して 学校を卒業したあとも、学びたいことを 学ぶことができるようにします。



Ⅲ せいかつばめん はたら生活場面「働く」

1. すがためざすべき姿

しょう障がいのある人が ひと働きたいところで はたら働くことができる

2. こべつぶんや とりく個別分野の取組み

(1) しょうたくさんの障がい者が はたら働いている

- 「しょう障がい者 しや雇用 こよう日本一・おおさか大阪」になるように、しょうたくさんの障がい者が はたら働くことができるようにします。
- せいせいハートフル税制（ぜいきん税金が やす安くなる せいど制度）を つか使って、とくれいこがいしや特例子会社（しょう障がい者が はたら働く かいしや会社）をつくることで、しょうたくさんの障がい者が はたら働くことができるようにします。
- ほうていこようりつ法定雇用率（はたら働いている ひとすべての人のうち しょう障がい者の わりあい割合）が ひく低い会社は ほうていこようりつ法定雇用率が たか高くなるように とりく取り組みます。

(2) ばいろいろな場で しょう障がい者が しごと仕事をできる

- しょう障がい者が しごと仕事ができるように しえん支援してくれるところの サービスサービスを さららによくしていきます。
- きかい機械を つか使って、じょうほう情報を し知ることができたり、しごと仕事に い行くことができない しょう障がい者も はたら働くことができるように とりく取り組みます。

(3) しょう障がい者が なが長く はたら働き続けることができる

- しょうがいしやしゅうぎよう障害者就業・せいかつしえん生活支援センター（しごと仕事や せいかつ生活を しえん支援するところ）におい

て 障がい者が 働きやすくなるよう 取り組みます。

- 就労定着支援事業所（ずっと 働けるよう支援するところ）を さらに よくしていきます。



IV 生活場面「心や体、命を大切にする」

1. めざすべき姿

障がいのある人が 必要な 医療(病気や けがを 治す)や 相談を いつでも 安心して 受けることができる



2. 個別分野の取組み

(1) 必要な健康・医療サービスを受ける

- 福祉医療費助成制度(病気や けがを 治す お金を 市町村が 払う制度)が ずっと 使えるように していきます。
- とても大きな 障がいのある 子どもが 家で 生活できるよう 支援します。
- 発達障がいで 困っている人が 病院で 早く調べてもらえるように します。

(2) リハビリテーションを受ける

- 地域の関係機関(障がい者を支援する 人たち)が 協力して、リハビリテーション(生活する力を よくするための練習)を さらに よくします。
- 高次脳機能障がいのある方への 支援を さらに よくします。

(3) 悩みについて相談する

- それぞれの 困りごとに 合った 相談が できるように します。

V 生活場面「楽しむ」

1. めざすべき姿

障がいのある人が、いろいろなところでほかの人と同じように

楽しく豊かに生活している



2. 個別分野の取組み

(1) 余暇活動や社会参加に取り組む

○ 身体障がい者補助犬（障がい者を支援する犬）を増やすなどして、

障がい者が行きたいところに行きやすくします。

○ 市町村が放課後等デイサービスや日中一時支援事業をうまく使うよう

に取り組めます。

(2) スポーツ活動に取り組む

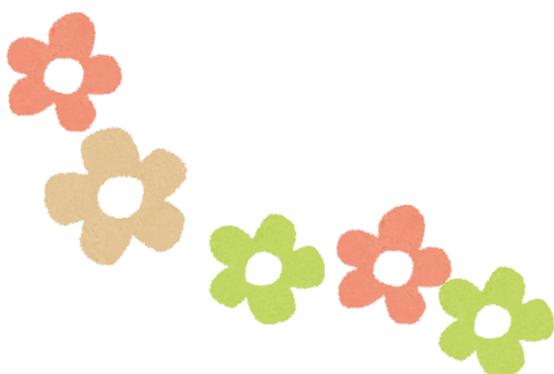
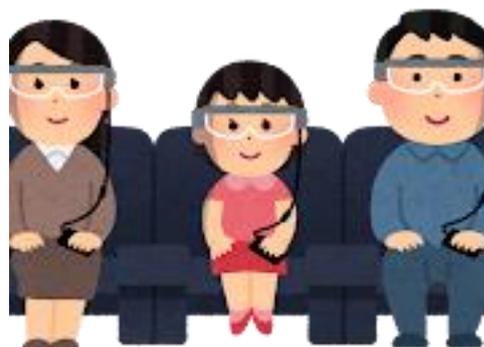
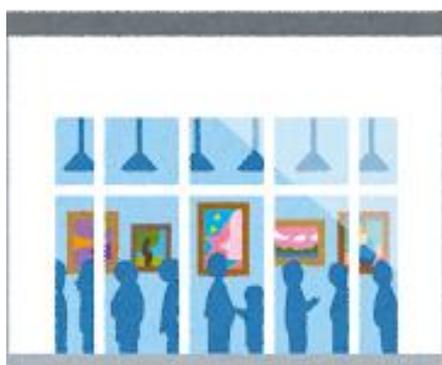
○ 府立障がい者交流センターや府立稲スポーツセンターを運営して、障がい者スポーツを支援します。

○ 大阪府障がい者スポーツ大会をして、全国障がい者スポーツ大会に出ることができるようになります。

○ 障がい者スポーツを支援する人を育てて、障がい者スポーツをする人を増やします。

(3) 芸術・文化活動に取り組む

- 障がい者の希望を大切にしながら、誰もが参加できる、芸術作品を観たり、作ったり、発表したりする場を作ります。
- 図書館において点字（指で読む文字）・録音等資料（機械が読む声を聞くことができるもの）を増やして、視覚障がい者等（目に障がいのある人）が本を読むことができるようにします。



VI 生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」

1. めざすべき姿

障がいのある人が尊厳（人が人として生きることができること）

を持って社会に入って、社会全体に合理的配慮が広がっている

2. 個別分野の取組み

(1) 障がい者や障がいへの正しい理解を深める

○ 障がい者と接することが難しいと思っている会社などに、障がい者が
いやな思いを しないような 取組みを 教えます。

○ それぞれの子どもの 成長に合わせた 関わり方を、学校の先生や 障がい
者の支援をする人が 勉強します。



(2) 障がい者が尊厳を保持する

○ 相談を 聞いたり、他にどんな 相談が あったのかを 調べて、障がい者が
いやな思いを しないようにします。

○ 障がい者が なぜ いじめられたりしたのかを 調べて、相談できるよ
うにして、障がい者が いやな思いを しないようにします。

○ 成年後見制度（自分で できないときに ほかの人が 助けてくれる 制度）を
使うことや、わかりやすく 書いたものを 広めます。

(3) 安全・安心を確保する

- いろいろな建物を使った避難場所（地震や台風のときに逃げるところ）
や福祉避難所（お年寄りや障がい者などのための地震や台風のときに逃げるところ）を用意します。
- 避難行動要支援者名簿（逃げるときに支援がいる人の名前を書いたもの）
を使いやすくしたり、個別支援計画（一人ひとりに合わせた支援するための計画）をつくり、地震や台風のときに障がい者がけがなどしていないか確認します。
- 障がい者支援施設等（障がい者を支援するところなど）において、障がい者に熱がないか調べたり、ウイルスの病気にならないための方法を教えたり、ウイルスが広がったときにサービスを続けることができるようにします。
- 新しいコロナウイルスなどの病気が広がったときに、生活などに必要なものを集めたり、助けてくれる人を呼んだり、ゾーニング（病気が広がらないように部屋を分けること）の技術を教えます。

(4) 十分な情報・コミュニケーションを確保する

- 府立福祉情報コミュニケーションセンターを中心に、目や耳・言葉に障がいがある人がコミュニケーションをとれるように取り組みます。
- 公立図書館と一しょに、読書バリアフリー法（障がい者も本が読めるように支援する法律）に対応します。

○ ^{あた}新しい ^{ぎじゆつ}技術^{つか}を使って、^{はなし}話が^しできたり、^{しら}知りたいことを ^{しら}調べることが ^できるようにします。

○ ^{たが}お互いの ^{かんが}考えを ^{りかい}理解^{むずか}するのが ^{しやう}難しい ^{ひと}障がいのある人^{たい}に対して、
^{かんが}考えを ^{りかい}理解^{しゃかい}することや ^{さんか}社会への参加^{しえん}を ^{たす}支援^{たす}（助けること）^{します}。



めざすべき姿

しょう ひと ひと かがや きょうせいしゃかい
障がいのある人も ない人も、ともにいのち輝ける 共生社会の

じつげん む ぶん かげいじゅつかつどう すいしん
実現に向け、文化芸術活動を 推進する

だい せつ けいかく
第1節 計画をつくることについて

1. はじめに

- ぶん かげいじゅつ かんが う ひとひと う
文化芸術を 考えたり、受けたりすることは、人々が生まれたとき
から 持っている権利であり、しょう ひと ひと
障がいのある人にも、ない人にも、
こころ ゆた ほか ひと りかい
心が豊かになり、他の人との理解をもたらすものです。
- しょう ひと ぶん かげいじゅつかつどう すいしん すす しゃかい
障がいのある人の文化芸術活動の推進（進めること）は、社会
さんか じぶん ちから い たす きょうせいしゃかい
参加や自分の力で生きていくことを助け、共生社会をつくるため
に とてもたいせつです。
- おおさかふ おこな しょう ひと ぶん かげいじゅつかつどう
大阪府が これまで行ってきた 障がいのある人の文化芸術活動
の とりくみ をさらにすすめ、しょう ひと ちゅうしん かつどう
の取り組みをさらに進め、障がいのある人が中心になって活動でき
る かんきょう につく
環境にするため、計画を作ります。
- おおさかふ けいかく しょう ひと ぶん かげいじゅつかつどう すいしん
大阪府の計画は、障がいのある人の文化芸術活動を 推進する
ほうりつ くに きほんけいかくなど さんこう つく
法律や国の基本計画等を 参考にして 作りました。

2. 計画のまとめ方

- 第5次障がい者計画では、「生活場面」ごとにまとめています
が、文化芸術活動については、「文化芸術活動推進」（文化芸術活動を進めること）を中心にとめています。

3. 計画に取り組むとき

- 第5次大阪府障がい者計画と同じ 2024年度から2026年度までの3年間で、取り組みます。



1. すそのをひろげる（場・機会等の創出）

- 本来、「障がい」のない世界である「文化芸術」に、誰もが参加できるように進めます。

2. たかみをめざす（市場への挑戦）

- 「文化芸術」の分野の中で、アーティスト・パフォーマーと、その作品・パフォーマンスの芸術的・市場的な評価が正しく行われるように進めます。

3. 他の分野、他の機関との協力、中間の支援（「文化芸術活動」に

参加したい人が取組みに参画できるよう助けること）の充実

- より多くの人により多くの施設など（文化芸術に関する団体や文化施設、福祉団体や福祉施設、学校、会社、いろいろな団体、市役所など）の取組みに参加できるようにします。

4. 人材育成

- 「文化芸術」の分野で活躍するアーティスト・パフォーマーや、障がいのある人が中心になって活動できるように支援する（助ける）人を育てます。

1. 文化芸術の鑑賞・創造・作品等の発表の機会の拡大

- 障がいのある人が文化芸術を観たり、作品を造ったり、発表したりできるよう、取り組みます。

2. 作品における芸術的・市場的に適正な評価、販売に係る支援等

- 障がいのある人の作品の収集（集めること）、保存や、デジタルアーカイブ化等をするときは、適切に保存できるように考えます。

3. 権利保護の推進

- 作者や作品の権利保護（権利を守ること）などに関する知識を増やします。

4. 文化芸術活動を通じた交流の促進

- 障がいのある人による文化芸術活動を通じた交流等を進めます。また、教育機関や福祉施設等と連携し、障がいのある人が文化芸術活動をするために学べるようにします。

5. 相談体制の整備、人材育成、関係者の連携協力

- 文化などの福祉以外の分野を含めた関係機関と連携することは大切です。大阪府では、大阪府庁の中の他の部署や、市町村、教育機関などと連携します。
- 「文化芸術」の分野で活躍するアーティスト・パフォーマーや、障がいのある人が中心になって活動できるように支援する（助ける）人を育てます。
- 障がいのある人が様々な取組みに続けて参加できるように、支援する（助ける）組織を作り、ネットワークで繋がっていくことができるように環境をつくります。
- 2025 大阪・関西万博と、その後も、障がいのある人が中心となり文化芸術活動に取り組むことができるよう、支援センター「国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）」と連携し、関係機関と一緒に取り組みます。

6. まとめ

- 「文化芸術」を通じて障がいのある人が中心になって活動できる社会づくりを進めていきます。